

ISHIDA まちづくり ニュース

第28号(平成18年10月) (株)石田技術コンサルタンツ

中心市街地活性化の取り組みについて

～「中心市街地活性化を図るための基本的な方針」より～

平成18年9月8日に「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」が閣議決定され、9月26日に「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル(内閣府 中心市街地活性化担当室)」が公表されたことから、改正された中心市街地活性化法が本格的に動き出しました。

基本的な方針(国の基本方針)には、『(中心市街地活性化)基本計画の認定基準』が明記されており、認定基本計画に求められる内容・精度が明らかになりました。

今回は、基本計画の認定基準を確認しながら、中心市街地活性化の取り組み方策を考察します。

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の概要

1. 中心市街地活性化の意義

- ①商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ②多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③公共交通ネットワークの拠点として整備されることを含め、既存の都市ストックが確保されるとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥コンパクトなまちづくりが地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

2. 中心市街地活性化の目標

- ①人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ②地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。

■基本計画の認定基準(要点抜粋)

●1号基準…「基本方針に適合するものであること」

- ・ 中心市街地活性化の意義および目標(裏面参照)と照らし合わせて、当該地区の活性化を図ることが有効であると判断される必要があります。
- ・ 認定を受けようとする市町村は、基本計画における目標に従い、地域の実情に応じた重点化等を行った上で、両方(裏面の2. ①②)の観点を追及する目標し、アウトカム指標を設定する必要があります。→目標の達成年度(計画期間)はおおむね5年以内が目安。
- ・ 法第2条各号の要件を満たす中心市街地
 - 第1号要件…当該市街地に相当数の小売業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。→データでの裏づけが必要。
 - 第2号要件…当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。→データでの裏づけが必要
 - 第3号要件…当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。→上位関連計画等との整合が必要。

●2号基準…「当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること」

- ・ 基本方針の第4章から第8章までの事業及び措置が記載されている必要があります。
- ・ その際、計画期間内(おおむね5年以内)に目標を達成するために、各事業の効果および事業全体としての効果を具体的かつ合理的に説明できる必要があります。

●3号基準…「当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」

- ・ 事業等の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・ 事業等の実施スケジュールが明確であること

中心市街地活性化への取り組みについて(当社意見)

認定基本計画については「具体的メリットが見出せないため見送る」という中小都市と、出来るだけ早期に認定を受けようとしている大都市とに分かれているのが実情です。

また、中心市街地活性化の方策をみると、大都市では「国の基本方針」の目標に合致した形での施策展開がしやすい状況にあるほか、地方都市でも圏域の独立性の高い地域では、高齢社会への対応と地場産業の振興および生活サービスの維持・向上という観点から、重点的な目標設定にもとづく活性化施策を図ることができます。

一方、大都市近郊の都市(ベットタウン的性格の強い都市)では、当該都市(市町)での中心市街地の位置づけや役割自体が不明確になっている場合があり、効果的かつ合理的な活性化のための施策を計画することが難しい環境にあり、場合によっては市町村単位での検討ではなく、広域的観点から広域的な中心市街地と地域ごとの生活拠点の役割分担と連携を図るという発想で、各都市の中心市街地の位置づけと将来的なまちづくりの方向性を整理することも求められると考えます。

「金太郎アメ」的な中心市街地活性化の取り組みは終わり、認定基本計画を策定する都市、任意で活性化に取り組む都市、中心市街地を商業の中心から活動の中心へと転換する都市、中心市街地への施策を実施しない都市など、さまざまな対応が生まれてくると考えます。

当社は、「まちづくりのシステムづくり～地域主体で自立して持続発展できるしくみづくり」という観点から中心市街地のまちづくり施策の支援・提案を実施していきます。

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタンツ まちづくり担当

TEL ; 0568-73-1085

FAX ; 0568-73-1091

e-mail ; hasegawa_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、

「頼れる！まちづくりのパートナー」としての

「コミュニティ・コンサルタント」

を目指しています。



株式
会社

石田技術コンサルタンツ